

経 済 教 育 委 員 会 付 託 表

令和6年9月13日

議案第56号 令和6年度愛知県一宮市一般会計補正予算

第1表 歳入歳出予算補正

4款 衛生費（うち、1項を除く）

7款 商工費

10款 教育費

.....関係歳入.....

...

（新規の審査案件）

請願書第6号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び
拡充を求める件

經濟教育委員会 資料一覽表

令和 6 年 9 月 13 日

資料番号	件名	作成部課	議案番号
1	令和 6 年度一般会計 9 月補正予算（案）特定財源内訳調	環境部	第 56 号
2	令和 6 年度一般会計 9 月補正予算（案）特定財源内訳調	活力創造部	

令和6年度 一般会計9月補正予算(案) 特定財源内訳調

(環境部 施設管理課)
(単位：千円)

(4款) 衛生費 (3項) 清掃費

科 目	歳出予算額	特 定 財 源						一 般 財 源	
		国 ・ 県 支 出 金				市 債	そ の 他		
4・3・2 清掃施設費	△ 7,958	0				0	○ 21・5・7・2 全国市長会市民総合 保険収入 19	△ 7,977	
計	△ 7,958	国	0	県	0	計	0	19	△ 7,977

(環境部 施設管理課)
(単位：千円)

(4款) 衛生費 (3項) 清掃費

科 目	歳出予算額	特 定 財 源							一 般 財 源
		国 ・ 県 支 出 金					市 債	そ の 他	
4・3・3 し尿処理施設費	△ 20,384	○ 15・2・3・2 循環型社会形成推進交付金（国） △ 1,160					0	0	△ 19,224
計	△ 20,384	国	△ 1,160	県	0	計	△ 1,160	0	△ 19,224

令和6年度 一般会計 9月補正予算(案) 特定財源内訳調

(活力創造部 産業振興課)
(単位:千円)

(7款)商工費 (1項)商工費

科 目	歳出予算額	特 定 財 源					一 般 財 源			
		国・県支出金			市 債	そ の 他				
7・1・2 商工業振興費	0	○15.2.1.1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(国)の内 1,320			0	0	△ 1,320			
計	0	国	1,320	県	0	計	1,320	0	0	△ 1,320

(活力創造部 博物館管理課)
(単位:千円)

(10款)教育費 (4項)社会教育費

科 目	歳出予算額	特 定 財 源				一 般 財 源				
		国・県支出金		市 債	そ の 他					
10・4・4 博物館費	△791	○15.2.1.1 デジタル田園都市国家構想交付金(国)の内 △ 35		0	0	△756				
計	△791	国	△35	県	0	計	△35	0	0	△756

一宮市立小中学校隣接校選択制について

～入学時に隣接する学区の小学校を希望できます～

一宮市教育委員会

一宮市教育委員会では、現行の学区は維持しつつ、通学区域の弾力化を実施しています。

1 ねらい

子どもは地域の宝であり、家庭のみならず学校を含めた地域で子どもを育てていくことが最も重要です。また、より良い教育を目指すため、学校と地域との連携も大切です。したがって、**児童は住所地の学区の小学校に通学することが原則です。**しかし、通学の利便性や学校の特色等の理由により、住所地の学校ではなく、別の学校へ通学したい、通学させたいという児童や保護者の希望に応えるため、新1年生を対象に「隣接校選択制」を実施しています。

2 実施内容(2024 年度)

(1) 対 象	・ 2025 年 4 月に一宮市立小学校に入学する新 1 年生です。
(2) 希 望 で き る 学 校	・ 隣接している学区の学校の中から 1 校です。 (隣接校については、実施要項又は市公式ウェブサイトでご確認ください。)
(3) 現 行 の 通 学 区 域	・ 従来の通学区域(学区)は変更しません。
(4) 通 学 方 法	・ 保護者の責任のもとに徒歩通学です。
(5) 中学校進学について	・ 小学校入学時に選択できるのは小学校のみで、隣接小学校を卒業後は、住所地の学区の中学校へ進学することになります。ただし、中学校入学時に隣接中学校を選択し、希望申請することはできます。(希望者が受入れ人数枠を超えた場合は抽選)

3 選択希望申請手続き

- 小学校に入学する児童の保護者の皆様には、住所地の学区の学校で実施される就学時健康診断の時に、「実施要項」「小学校選択希望申請書」を配布し説明します。
- 隣接する小学校を希望される方は、**2024 年 11 月 1 日(金)～11 月 29 日(金) 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分(小学校は午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分)の間に「小学校選択希望申請書」を希望する小学校または一宮市教育委員会教育部総務課(本庁舎 4 階)に持参、または L o G o フォーム(電子申請)にて申請してください。**

ただし、最終日の 11 月 29 日(金)のみ、受付終了時間は一宮市教育委員会・小学校ともに午後 4 時までとなりますので、ご注意ください(電子申請についても同様)。

なお、隣接している小学校を希望しない場合は、「小学校選択希望申請書」を提出する必要はありません。

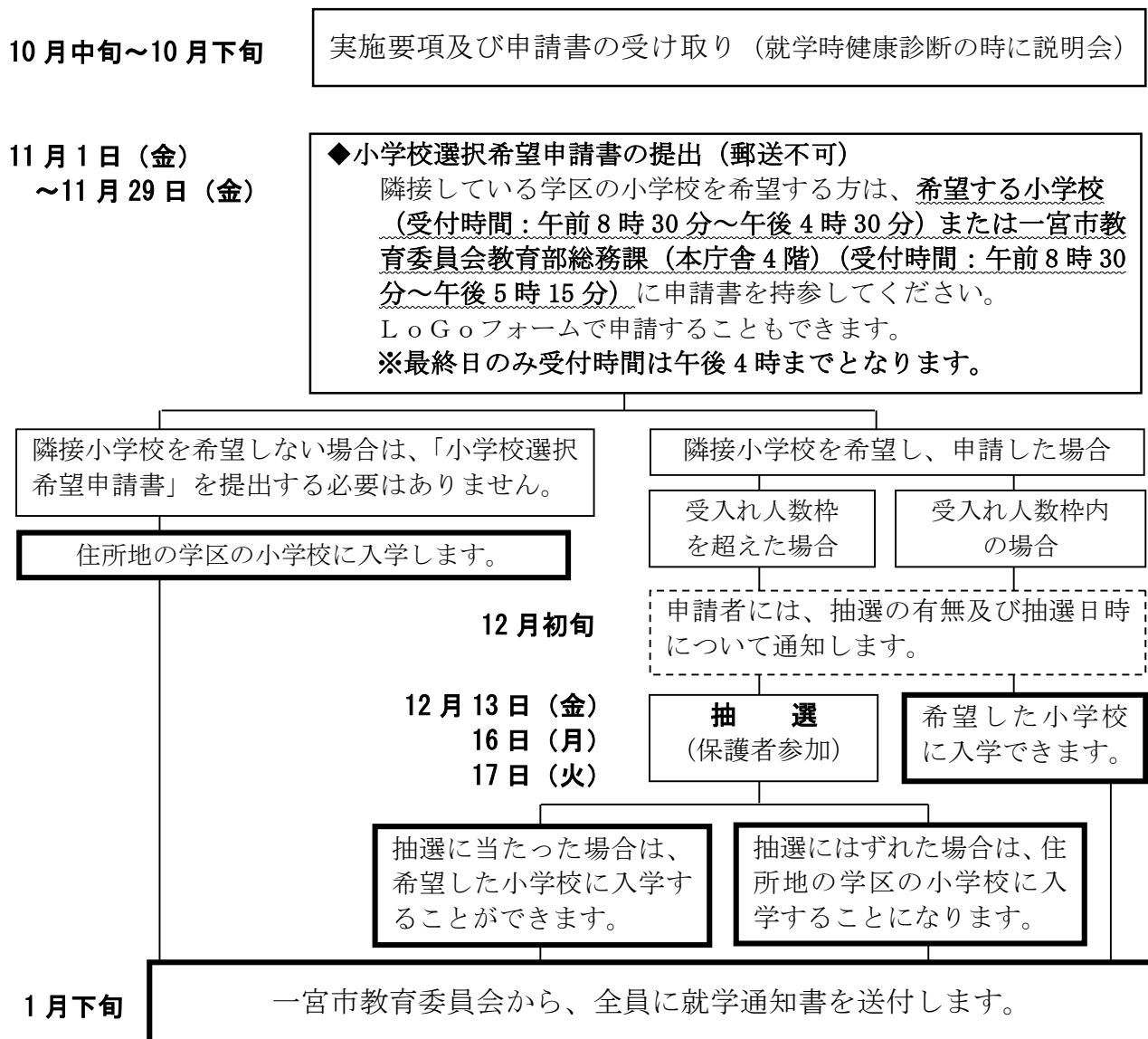
4 受入れ人数枠

- 学区内入学予定児童数と教室数を考慮し、学校ごとに「受入れ人数枠」を設けます。(各学校の受入れ人数枠は、実施要項でお知らせします。)

5 抽選について

- (1) 住所地の学区の小学校を希望した場合は全員入学できますが、隣接している小学校を希望した場合、希望者が受入れ人数枠を超えたときには、保護者参加による抽選を行います。
抽選はどの方も公平に行いますので、兄弟、姉妹、双子等の場合でも、優先した取扱いはしません。また、補欠枠は設けません。
- (2) 抽選は、12月13日（金）、12月16日（月）、12月17日（火）に教育委員会が学校ごとに行います。
- (3) 「小学校選択希望申請書」を提出された方には、抽選の有無及び抽選場所や日時等について12月初旬に別途通知します。

6 隣接小学校の選択希望手続きの流れ



7 その他

- (1) 転居等により学区が変わられる方で隣接小学校を希望される場合は、一宮市教育委員会教育部総務課へお問い合わせください。
- (2) その他、不明な点がございましたら、お問い合わせください。

（お問い合わせ先）

〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号

一宮市教育委員会 教育部総務課 TEL 0586-85-7070（直通）